大阪市保健所感染症対策課(結核グループ) 臨時的任用職員(保健師) 募集要項

大阪市保健所感染症対策課(結核グループ)で勤務する臨時的任用職員(保健師)の任用選考試験を次のとおり行います。

1 募集人数

1名

2 業務内容

結核のまん延防止にかかる患者管理及び集団接触者健診の業務

- (1) 積極的疫学調査、またはその補助
- (2) 患者管理にかかるデータ整理
- (3) 結核対策マニュアルの整理、監査資料の整理
- (4) 集団接触者健診の実施にかかる対応(各区保健福祉センターでの受付業務等)
- (5) その他結核担当保健師が必要とする業務等

3 任用資格

次の(1)から(3)の要件を満たす者がこの試験を受けることができます。

- (1) 保健師免許を有する者
- (2) 日本国籍を有する者、または任用予定日までに法令により日本での永住が認められる見込みの者
- (3) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

- 1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を 犯し刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する ことを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和8年1月5日から令和8年3月31日まで

5 勤務条件等

- (1)勤務日 月曜日から金曜日(休日を除く) 勤務時間 午前9時~午後5時30分(休憩45分含む)
- (2)休 日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定

する休日

- (3) 勤務場所 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 あべのメディックス 11 階 大阪市保健所感染症対策課(結核グループ)
- (4) 給料 (月額) 258,564 円
 - (注)地域手当を含みます。
 - (注)前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。
 - (注)上記の他に各種手当(通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当等)があります。
 - (注)上記月額は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時に変更されることがあります。

(5) 休暇等

有給休暇5日、その他特別休暇あり

(6) 社会保険等

大阪市職員共済組合 (短期組合員)、厚生年金 (日本年金機構)

(7) 服務規律

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

6 選考方法

筆記(論文)試験・口述(面接)試験

7 選考日時及び選考会場

日時:令和7年12月3日(水曜日) 午後1時30分開始(午後1時20分集合)

場所:大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 あべのメディックス 12 階

大阪市保健所 12 階研修室 2

- (注)受験案内は送付いたしませんので、上記の日時・場所にお越しください。また、筆記試験 終了後に口述試験を行います。
- (注)合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は不合格となります。

8 申込方法

次の書類を持参または郵送等で送付してください。なお、郵便等の場合は必ず簡易書留(または 簡易書留に準ずるもの)で申し込みください。

- (注)簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。
- (注)提出書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。
- (1) 大阪市臨時的任用職員採用申込書 1通
 - ・過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
 - ・採用申込書は本市所定の様式に限ります。
- (2) 申し立て書 1 通

- ・記載内容に虚偽が発生した場合は、合格を取り消します。
- ・申し立て書は本市所定の様式に限ります。
- (3) 保健師免許証の写し 1通
- 9 採用申込書の受付期間等
- (1) 持参する場合
- ア 申込み期間

令和7年11月12日(水曜日)から令和7年11月28日(金曜日)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から午後5時00分まで

イ 申込書受付場所

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 あべのメディックス 11 階 大阪市保健所感染症対策課(結核グループ)

(2) 郵便等で送付する場合

ア 申込み期間

令和7年11月12日(水曜日)から令和7年11月28日(金曜日)まで(当日必着)

・「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 申込書送付先

9- (1) イと同じ

10 結果の発表

合否は受験者本人あて書面で送付します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

11 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・合否に関する電話等での問い合わせには応じません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個 人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ・合格後、受験資格がないこと又は申込み内容に虚偽が認められた場合は、合格を取り消すこと があります。

<試験会場へのアクセス>

【最寄駅】

- ●大阪メトロ(御堂筋線・谷町線)「天王寺 駅」14番出口
- J R 「天王寺駅」西口・南口
- ●近鉄南大阪線「大阪阿部野橋駅」西改札口

【試験に関するお問い合わせ先】

大阪市保健所感染症対策課(結核グルーフ)

電話:06-6647-0653 (受付時間は土・日・祝日を除く平日午前9時から午後5時30分となります。)

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

- 第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、 常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。 (職員倫理規則)
- 第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則 (以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。
- 2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと